

公益通報者保護要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人北中城村観光協会(以下「協会」という。)における労働者等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本会法令遵守の強化に資することを目的とする。

第2章 通報処理体制

(窓口)

第2条 労働者等からの通報を受け付ける窓口及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を設置する。

(通報の方法)

第3条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会等とする。

(通報者及び相談者)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、協会の労働者(職員等、協会事務局職員、出向職員、派遣職員)とする。

(調査等)

第5条 通報窓口及び相談窓口の担当者は事務局長、会長、副会長とし、次のような調査等を行うものとする。

- (1) 通報された事項に関する事実関係の調査は事務局長および管理職が行う。

(協力義務)

第6条 職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、調査チームに協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、協会は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。

(処分)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、協会は当該行為に関与した者に対し、就業規則第11章第47条に従って処分を課すものとする。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第9条 協会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わないものとする。

(公益通報者保護規程)

2 協会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な措置を執るものとする。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、就業規則第11章第47条等に従って処分を課すものとする。

(個人情報保護)

第10条 協会及び本要綱に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得た個人情報を開示してはならない。協会は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則第11章第47条等に従って処分を課すものとする。

(通知)

第11条 協会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

(不正の目的)

第12条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。協会は、そのような通報を行った者に対し、就業規則第11章第47条等に従って処分を課すものとする。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第13条 通報窓口及び相談窓口の担当者に限らず、相談又は通報を受けた者（通報者等の管理者、同僚等を含む。）は、本要綱に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

第4章 附則

（改廃等）

第14条 本要綱の改廃は、経営会議で行うものとする。また、本要綱の運用に際しては、会長を責任者とする。

（施行）

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。